

刑事訴訟法 223 条に基づく通訳人の 実務的ターミノロジーの適用について

—大東文化大学外国語学部における『通訳法』授業の実践も含めて—

小林 裕子

The Role of the Interpreter under the Criminal Procedure Law, article 223: Complexity in Interpreting Fundamental Legal Notions

KOBAYASHI Yasuko

In the first half of this article, Kobayashi introduces her methods for managing the “Interpretation Course”, including aims, procedures, materials, and fruition of classes at Daito Bunka University. She also explains the latest revisions in legislation related to the interpreter-guide business and the changing demands in interpreters’ specialties.

In the latter half, she discusses the role of the interpreter under the Criminal Procedures Law, article 223. She mainly discusses the difficulty in interpreting legal concepts and notions that are vital to constructing the decision of the indictment.

目次

- 0. はじめに
- 1. 大東文化大学外国語学部における筆者担当『通訳法』の概観
 - 1. 1 クラスで目指す通訳の種類

1. 2 クラス内での通訳関連試験受験への準備学習
1. 3 通訳実践への具体的演習方法
1. 4 学生の通訳演習に対する興味・成果
2. 2005年法律改正に伴う通訳案内士の変容および通訳の需要の変化
2. 1 地方検察庁における筆者の通訳人の実践に関して
2. 2 具体的ターミノロジーの適用・選択の難しさについて
3. まとめ

0. はじめに

筆者は毎年担当する学生に必ず、ある番組のビデオを見せ続けている。15年ほどになるが、嬉しいことに見せた後の学生の感想そして表情はこの15年間ほとんど変化していない。学生達は沈黙し、深い感動の表情を浮かべてくれるのである。

番組のタイトルは“14 days in May”（邦題『ある死刑囚の最後の14日間』）、BBC製作のドキュメンタリーである。筆者は法学研究科在学中にこの番組を見て感動し、この番組で語られている事実を一人でも多くの若者に見てもらうことの手段の一つとして、大学の教員になることを決めたといっても過言ではないのである。

ある無実（無実であることは死刑執行後に明確になる）の19歳の若者が7年間の獄中生活の後に死刑が執行されるまでの、彼の人生最後の14日間を、世界で一番信頼されているといわれているBBC（これは筆者が大学在学中に『マスコミュニケーション論』で生田正輝教授になったことであり、爾来これを強く確信させられるBBC製作の番組を数多く見てきた）が、追ったドキュメンタリー番組である。番組の内容の詳細は割愛するが、最後の14日間をこの若者が、淡々と過ごす姿がどの学生の胸にも深く響くようである。

筆者は単に、無実の若者に死刑が執行されたことに対する憐憫を感じるだけでなく、社会に存在する事象に多角的視野から評価を下すことの重要性

に気づいてもらいたいと思いながら、毎回ビデオのスイッチを押しているのである。

時事英語の受講生には、マスメディアが流す情報が時として正確を欠くことがある可能性の存在を意識して、自ら情報を取捨選択することの重要性を実感してほしい。通訳法の受講生には、被疑者に対する偏見を持たずに、客観的な事実を見つめることの大切さを感じてほしい。そのような願いを持って毎年、学生にはビデオをみてもらっているのである。

さて、筆者は法学研究科を修了し、在札幌米国総領事館などで通訳をしながら、大学の非常勤講師として資格英語、時事英語、法律英語などを教えはじめたが、ある日、思いがけない経緯で筆者の得意分野である実用英語と専門分野（国際政治・国際私法）の融合分野ともいえる仕事に携わるチャンスが巡ってきたのである。国際私法は日本においては実際、あまりメジャーな分野とはいえないが、欧米においては Conflict of Laws と分類され、私法の特に身分法の事案において勘案される法律解釈である。例えば、宗教的理由により、離婚が認められていない国の国籍を有する人物が日本人と婚姻し、その後離婚を請求する場合、国籍を有する本国法で認められない離婚が認められるか、といったような事案に対してその管轄法を決定するという法解釈が国際私法が取り扱う分野である。

筆者が札幌地方検察庁における英語通訳人の仕事にめぐり合えた時には、在札幌米国総領事館での通訳を on call basis で務めるようになってから、かなりの年月が経過していた。札幌地方検察庁での通訳人としての活動、そして興味深い気づきと、通訳人の仕事に要求される英語運用能力をこえる大変複雑な知識については、本稿の後半の 2. 刑事訴訟法 223 条に基づく通訳人の実務的ターミノロジーについて、で述べたい。

1. 大東文化大学外国語学部における筆者担当『通訳法』の概観

筆者は平成 17 年 4 月より、大東文化大学外国語学部英語学科東松山校舎において 2 年生以上を対象とした『通訳法』を担当している。『通訳法』の『履

修案内』の中に目標として掲げているのは以下の通りである。

通訳に必要な基礎的な技術・知識を積み上げるのが本講の目的です。目標は簡単な逐次通訳です。簡単というのは当然、日常会話という意味ではありません。なかなかこえられない「日常会話」レベルの英語から脱する努力をしましょう。通訳に必要な社会人レベルの国内外の諸事象の知識を吸収しグローバルな経済・政治の潮流を意識した通訳技術を磨きましょう。ボランティア通訳検定や国土交通省通訳案内業試験受験に関心のある方の実力養成にもこたえるよう講義を進めていきます。

上記の「目標」の中であえて述べているように、英語学科の学生がなかなか越えられないのが『日常会話』の壁であると筆者は日頃感じている。つまり、高校在学中あるいは大学入学以降の短期留学などを通して、英語を使う日常生活を経験する学生数は確実に増加している。また、授業中の学生の英語発音を聞くなれば、明らかに、ここ数年で発音する力は向上していると実感している。しかし、それはあくまでも『日常会話』の英語であり、ある概念を自分の言葉を使って説明するという『非日常』の創造力・解説力・理解力の行使は、かなりの割合の学生にとって困難であるのが現状である。

これは、日常会話がある程度、場面設定の繰り返し練習と視覚的補助(所謂、身振り手振りやフェーシャルエクスプレッションなど)で会話の流れの方向が大まかに推測できる(快不快、許諾、拒否、推奨、禁止など)ことが可能であることが少なくないことに比較すると、通訳においては、日本語から英語への通訳(以後、日→英 と表記)の場合、日本語の『概念』をターゲットラングエッジ(この場合は英語)に置き換えることが必要であり、「理解している内容」自体が、解答であり、多くの会話の場面で求められる『返事』とは根本的に、性格が違うのである。

学生の「通訳」に対する憧れは大変強いものがあり、筆者は学生に『日常会話』以上の英語力をつけることによって、『説明できる力』をつけてもらうことを目標にしているのである。これは、学生達が受動的な返答中心の会話ではなく、能動的な発信者になることを意味する。昨今、「英会話」という呼称が

使われなくなり「オーラルコンプリヘンション」あるいは「オーラルコミュニケーション」が使われるようになってきている事と軌を一にすると筆者は理解している。

1. 1 クラスで目指す通訳の種類

学生に紹介する通訳の種類としては大まかに、以下のように分類している。

- 1) 企業内通訳
- 2) 通訳案内士
- 3) 司法通訳
- 4) 放送通訳
- 5) 会議通訳
- 6) その他 特許通訳、工業英語通訳、医療通訳、スポーツ通訳、
芸能通訳

筆者としては学生への動機付けを考慮して、分類している。つまり、1) から6) に向かうほど、学生にとって経験する可能性が低いものとなっている。授業を通じて学生に与えたい印象は「自分もできる」「自分もその場に立つ可能性がある」という実感である。大学における英語の科目に実用性が求められるようになって久しい。学生にとってもあまりにも実現可能性が低い『通訳法』では、学習意欲が低下するのは明らかである。「オーラルコミュニケーション」で、学生はその場面設定に臨場感があればあるほど、学習意欲が向上するように、『通訳法』のクラスにおいても、受講者には「通訳人」になってもらうことが、意欲だけではなく、隠れている実力をも引き出すことになるのである。

通訳の実際には、「時間のずれ」が必然である。そのような観点から通訳を「同時通訳」「逐次通訳」に、大きく分類することもできる。授業中は逐次通訳を練習することにしてしている。同時通訳を目指すのが学生の夢であるようだが、その夢はある程度、シャドーイングをすることで、はやる気持ちを抑えてもらっている。

上述した1) から6) の分類は通訳の職業上の分類ということがいえるが、以下は技術上の分類、および方式上の分類である。

- 技術上の分類
- 1) 一般通訳 特定の方式や形式なし。非専門的な通訳全般
 - 2) 逐次通訳 段落毎に通訳者が内容を整理して通訳
 - 3) 同時通訳 発言と並行して同時に通訳
- 方式上の分類
- 1) 全訳通訳 発言内容を可能な限り発言通り伝える
 - 2) 概訳通訳 発言の概要を伝える
 - 3) 仲介通訳 二人の対話者の間で仲介を務めながら伝達

(日本通訳協会, 2000, p.8)

大東文化大学外国語学部英語学科における筆者担当の『通訳法』の授業で目指しているのは 職業上の分類では主に企業内通訳であり、技術上の分類では一般通訳、そして方式上の分類では全訳通訳である。これは学生が就職後に活用できる通訳の方式に近いものに目標を絞ったほうが懸命であろうとの判断からである。技術上の分類における逐次通訳は、存外、高度な能力を要求されるものであり、話し手の発言内容を理解し整理して通訳するために、メモを取ることが大変重要である。大きなクラス（一クラス約 30 名）では、メモ取りの指導は困難なことから、細かく区切りながらの全訳通訳の演習が中心となっている。

1. 2 クラス内での通訳関連試験受験への準備学習

学生には社会的認識度が高い TOEIC, TOEFL あるいは英検といった検定試験・認定試験は大変気になる存在である。実際、筆者は英検の面接試験が近づくと二次試験受験対象の学生に面接模擬試験を実施しているが、模擬試験であるにも拘らず、学生は授業中には見せないような面持ちで筆者の前で緊張の極みなのである。学生にとっては就職に直結する検定試験の結果は長年の学生生活の総括と言っても良い程の重要性を持っているのである。

多くの、検定試験・認定試験がひしめく中で、実は英語に関する唯一の「国家資格」であるのが「通訳案内士」なのである。(2006 年から「通訳案内業試

験」の名称が「通訳案内士試験」に改められた。）

通訳案内士は、日本地理、日本歴史、産業、経済、政治及び文化といった幅広い知識が求められ、外国人旅行者の日本理解を助けるための重要な役割を担う。

報酬を受けて外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をする「通訳案内士（通訳ガイド）」になるには、国土交通大臣が実施する「通訳案内士試験」に合格して都道府県に氏名、住所等を登録する必要がある。この手続きを踏まずに上記の業務を行うことは違法であり、通訳案内士法により罰せられる。

（2005年4月に3万円から50万円以下の罰金に法律改正）

以下に、各言語の通訳士の合格率一覧表を示す。言語によるばらつきはあるが、学生が最も受験する可能性がある英語の合格率は約10%（国土交通省の政策と小泉純一郎首相主導の“VISIT JAPAN”キャンペーンに同調する形で合格率は2005年度に6%から10%に調整されている。）であり、かなりの難関であるといえる。筆者は幸運にも一度の受験で最終合格をしたが、多くの受験者は長期計画の下に受験に挑戦するのである。実際、受験場での印象では受験者の平均年齢はかなり高いものであった。試験内容も極端に暗記に頼るような問題は少なく、筆記による論述が多いために、日頃から大学生が慣れ親しんできたようなマークシートでは対応しきれない部分が多いことが受験年齢を押し上げているのであろう。その内容は付け焼刃では決して対応できない、質の高い設問である。

以下は、言語別第一次合格者数、および最終合格率である。

平成17年度受験者数及び合格者数

	受験者(人)	第1次合格者(人)	最終合格者(人)	合格率(%)
英語	4,279	552	450	10.5
フランス語	219	25	16	7.3
スペイン語	118	10	11	9.3

ドイツ語	98	14	17	17.3
中国語	1,771	256	228	12.9
イタリア語	54	8	3	5.6
ポルトガル語	34	2	2	5.9
ロシア語	70	8	8	11.4
韓国語	400	57	54	13.5
計	7,043	932	789	11.2

(国際観光振興機構 HP より 2006)

筆者の担当する「通訳法」のクラスで、学生に提示する『最終目標』は『通訳案内士試験合格』である。最終目標であるので、筆者に与えられた一年間という学生と向き合う時間内でできることは学生への動機付けと、学習に必要な情報を提供し、演習の手ほどきを行うことである。通訳案内士試験では面接試験があり、当然英語会話力が試されるが、通訳技能の判定は直接には行われない。

このような理解のもとから、授業では、通訳案内士試験の受験対策の一環として、日本文化の紹介も、採り入れている。これは、思いがけず、学生が情熱を注いでくれるので筆者自身、学生の発表に触れるのがとても楽しみである。

授業内では、通訳案内士試験の対象となる、国立公園・国定公園・季節行事・日本料理・日本の慣習について英語で説明する演習をおこなっている。これは主に、参考資料を学生に配布し、内容理解を深める方法を採用している。学生はある程度の興味を示してくれるが、やはり受動的な学習であることは否めない。

そこで、学生が能動的に日本文化の紹介をする機会として、筆記試験ではあるが、次のような状況設定のもとで後期試験を行って、大変有益であった。この、後期試験の準備として学生が費やした情熱と時間もかなりのものであったと多くの学生が語っていた。

情況設定は以下のものであった。

「あなたは通訳として外国人のお客様を夕食にご案内しています。メニューにある日本料理の一品に使われている材料、そして、そのお料理の簡単な調理法を説明してください」

この設問は単純ではあるが、いざ準備を始めると簡単ではないことに学生は気が付く。例えば、「海苔巻き」を説明しようとする、まず「椎茸」のように単純な単語にでさえ、てこずってしまうことに戸惑うのである。

さて、椎茸の英語訳であるが、以下の3種類がとりあえず頭に浮かぶであろう。

- 1) 椎茸→shiitake
- 2) 椎茸→mushroom
- 3) 椎茸→shiitake mushroom

学生に日本特有の事項の訳をしてもらおうと、一番多いのが1)のタイプ、次に多いのが2)のタイプであり、ほとんどの学生は『通訳法』受講以前は、3)のタイプは思いにも浮かばないようである。私が学生に勧めるのは明らかに3)のタイプである。1)は、日本でのみ通用する表現であり、2)はカタカナのマッシュルームという椎茸ではないキノコを連想する。3)を訳として使用することにより、shiitakeが、キノコの種類であることが明確になり、また、通訳を受ける人物がそのキノコを日本人に説明するときにshiitakeという音が含まれていれば、どのマッシュルームであるかが明確である。常にaccessibilityの高い表現を心がけることが通訳者にとって重要であると考えられる。上記のような例をもうひとつ挙げるとするならば、「足袋」はどうであろうか。

- 1) 足袋→tabi
- 2) 足袋→socks
- 3) 足袋→tabi-socks

となる。このように、日本語に訳するときにはその用途や性質が分かる表現を含むようにしておくが大変分かりやすいのである。

定期試験の際には学生に試験の、意図を説明し2週間ほどの準備期間を与え、

通訳者として口頭でターゲットランゲッジで表現できるように指示しておき、試験当日は、頭の中に用意しておいてもらった英語訳を筆記してもらった。当日、その場しのぎの回答を書いた学生を除き、工夫が凝らされ、情熱が感じられる、大変よく練られた通訳例が提出された。何より、学生が通訳例を考えることをとても楽しんでくれたことが私にとって喜びであり、学生の隠された力を見た思いがする、新しい発見であった。

1. 3 通訳実践への具体的演習方法

前述したように、当該授業において目標としているのは、企業内・一般・全訳通訳である。このような通訳には特に専門的な用語が必要とされない場合が多いが、学生には教材として、通訳案内士試験受験用教材に加え、シャドーイング教材、英字新聞の記事を多用している。英字新聞の記事は、最新単語のソースとして重要であるだけでなく、前述したメモ取り練習の基礎として新聞記事を要約する演習を重ねている。学生にとって「要約」することはかなり困難な作業である。ともすれば、全訳になってしまう。また、ともすればポイントが掴めていない単語の羅列になってしまうことも多い。記事の「内容」が把握され、記事が語っている事柄の重要性が認識されない限り、「内容要約」は困難である。

そのような観点から、受講生にはTVのニュース番組や、インターネット、また新聞にしっかり目を通し、社会情勢の動きに敏感であるように指導している。政治・経済・国際関係に関する up-to-date な知識、そして一般常識の蓄積がなければ優れた通訳を行うことは困難である。また、特に英字新聞を読むことは、最新時事英語表現習得への近道であることを常に強調している。読みやすい記事を選び授業中に読みこなすことにより、決して英字新聞の読解は難しいものではないことを学生に強調している。

学生がもっとも、情熱を傾けるのがシャドーイングの演習である。授業内ではほぼ毎回、授業の最後にシャドーイングを取り入れている。シャドーイングは、CDから流れてくる音を聞いたとおりに再生する演習である。この練習は

同時通訳の実践に不可欠のものであるが、単語ごとのシャドーイング、センテンスごとのシャドーイング、パラグラフごとのシャドーイングとレベルを少しずつ高めていくことにより、さすがに若い学生達はその敏感な耳と反射神経で、困難な演習を、それなりにこなせるようになるのは筆者にとって驚きであった。シャドーイングの演習は

CD ; international → conference →

学生 ; international → conference

というような直前の単語の発音を無音の期間にリピートする形式ではなく、

CD ; international → conference

学生 ; international → conference

というように、耳に入ってきた音を聞こえたとたんに、聞こえ始めた通りに再生する演習である。前述したとおり、通訳ではタイムラグが避けて通れないものであるが故に耳から聞こえている音と異なる音を自らの口から発音することになる。イメージ的には、合唱ではなく輪唱である。しかも歌詞を知らない歌の輪唱をぶっつけ本番で歌うようなものである。

シャドーイングは、反射神経と耳の勝負であるかのように考えられがちであるが、実は文法的推察力・論理展開の把握能力・熟語の知識を統合的に駆使できるか否かで結果が全く違ってくるのである。例えば歓迎会における英語スピーチの中で “I would like to thank all of you from ~ ” と、始まれば次に聞こえるであろうフレーズは “the bottom of my heart” と続くことは容易に推測できるのであるから、 “I would like to thank all of you from” と聞こえた時点で、予測して日本語に通訳することにより、タイムラグなしに、英語スピーチのセンテンスと該当センテンスの日本語訳を同時に終わらせる事ができるのである。コーパスの知識を蓄積することにより、タイムラグを極限まで逓減させた通訳ができることは通訳者自身の達成感を高め、そして話者の通訳者への信頼感を高める重要な要素となる。

1. 4 学生の通訳演習に対する興味・成果

シャドーイングの演習は前期試験として受講生に課している。もちろん出題される問題は前もって知ることはできないようにしているので、学生にとってはかなりの緊張を感じる試験であるらしい。結論を述べるならば、4月に初めて取り組んだ学生でも、毎週の演習を経験しそれなりの成果をあげる。全く沈黙、あるいはほとんどシャドーイングができないという学生はいない。

学生は、①熟語の絶対的蓄積量の不足 ②社会情勢に対する関心が低いことから生じる、論点の要約力の弱さ ③歴史的背景・政治的背景・経済的背景に対する知識の不足などの、深刻で根本的な問題を抱えている。しかしながら、丁寧に、たとえば「歓迎スピーチを通訳するとき」「おくやみスピーチを通訳するとき」「ニュース通訳」「地域交流通訳」「観光通訳」の口調、声のトーン、顔の表情、声の表情、姿勢（文字通りの physical posture）は違うことなどを伝え、昨今の学生は、自らのパフォーマンスの向上に関しては並々ならぬ情熱を持っているため、通訳になりきっての発言では思いがけない力を発揮する学生も少なくない。

逐次通訳の練習では、日本語の選択に関しては英単語の語源から生ずる本来の意味をも考慮して日本語を選択してもらうように指導している。学生は、適切な日本語を見つけ出すことに試行錯誤を繰り返して、競い合って上手な日本語訳を発表してくれる。

『通訳』は、外国部学部英語学科の学生の多くにとって、魅力的な技能である。憧れだけで終わらせず、卒業後、さまざまな社会経験を積みながらその知識を駆使し勉強を重ねて、企業内通訳としてひとりでも多くの学生が通訳という憧れの仕事に携わる機会を得るための助言を与え続けたい。

2. 2005年法律改正に伴う通訳案内士の変容および通訳の需要の変化

既述したように、小泉純一郎首相主導による“Visit Japan”キャンペーンは2010年までに日本への外国人観光客を一千万人にまで増加させるという目標を掲げている。確かに、近年近隣アジア諸国からの観光客を街角で多く見か

けるようになった。

外国人観光客の増加に応える形で 2005 年には通訳案内業試験にも改定が加えられ、関連法も整備・改正された。現在、英語の通訳案内士の資格を持つ者の総数は（2006 年までの通訳案内士試験合格者の累計）は 7092 人である。法律は、通訳案内士の資格を持たないものが日本国内において日本語以外の言語を使ってガイド業（案内業）を営むことを禁じており、罰金規定もある。この法律によると、例えばタイからの観光客がタイ人のガイド者を伴って日本に入国しても、そのタイ人のガイド者が国土交通省の通訳案内士資格を有していなければ日本国内で営業を行うことはできない。

このような無資格ガイドが、日本国内の有資格者の職場を脅かしているのが昨今の問題と認識されているが、外国人にも国土交通省の通訳案内士資格の取得を促進するために、2005 年からは、Seoul, Beijing, Hong Kong, Taipei の海外四都市でも、当該試験が受験可能となった。通訳案内士の絶対的数を増加させるために、合格率も 6% から 10% に調整された。

さて、前述したように、外国語学部英語学科の学生が大変な興味を抱く「通訳」の仕事であるが、通訳人の需要が多い分野は社会経済情勢、あるいは政治情勢に連動する形で変化をとげる。

最近では、投資関連の通訳人の需要が増加傾向にある。企業がパブリックリレーションズ促進の意図で海外外国人投資家向けに情報を発信するために通訳・翻訳人の需要が増えているのである。また外国人投資家の日本企業視察関連の通訳人の需要、また国内企業が商談のために海外に社員を派遣する際の通訳人の需要も高いものとなっている。

所謂、バブル経済期には金融関連の通訳人の仕事が数知れないほどあったようだが、その後は一時期、金融関連の仕事は皆無に近づいたといわれていた。しかし最近では、インターネットの金融取引も盛んになってきている。また珍しいところでは、real-time の金融取引現場における電話通訳の需要も伸びている。

また、近年は教育部門における通訳の需要も勢いを増している。各大学における 21 世紀 CEO プログラム関連の事業展開では国際的連携研究が急速にす

すんでおり、多くの大学で、独立国際連携事業部門が立ち上げられ、特に英語で海外研究機関との折衝をこなすことができ、国際交流促進を実現できる人員の確保が急がれている。国際交流セミナー、シンポジウムの開催、大学院教育の拡充、そして海外研究機関に向けたパブリックリレーションズの展開のためにも通訳、そして翻訳もできる、教育のスペシャリストの需要が旧国立大学を中心に急速に伸びている。

さらに、急速に通訳人の増加が求められている分野として、医薬部門も挙げられる。これは、日本に進出する外国医薬品製造会社が急速に増加したために、薬の許認可申請にはじまり、医療関係者への説明・セミナーの開催・医療製品のプレゼンテーション等に通訳人の介在が必要となっているのである。

学生の憧れである「通訳」は、単に英語の運用能力が高いだけではなく、専門知識を理解し、説明する能力をも持った人物であることが要求されていることがわかる。つまり、筆者が、本稿の最初にあげた『履修案内』の中の記載事項である「日常会話を超えた英語力」の修得が学生に、求められているのである。そしてその本当の力は学生が卒業後、社会人となり、会社での役割を通じて身につけた専門性に磨きをかけて、通訳人の役割をも果たせるように成長していくことによって養われるのである。特に、英語学科の学生には、英語を道具として意識してもらい、その道具を使っていかに自分の専門分野を開拓していくのかが卒業後の重大な課題になるといえる。得意な「英語」を使っていかに、異言語間の仲介を果たしていくかが重要である。そして、「仲介」とは、日→英、英→日の単純な単語対応の訳では対処できないことがほとんどあることを学生に認識してもらい、これからの絶え間ない勉強への原動力としてほしいのである。

学生に「日常会話」の壁を越えてもらうために、次の項では、地方検察庁での検察官による取調べにかかわる通訳人の役割について、筆者の稚拙な経験談を交えて述べたい。

2. 1 地方検察庁における筆者の通訳人の実践に関して

冒頭で述べたように、筆者の専門は国際私法である。英語の資格としては、英語検定試験一級、国連英検特A級、および国土交通省通訳案内士を有している。渉外関係の事案が少ない札幌地方検察庁において通訳人としての仕事を仰せ付かることができたのは大変幸運であり、未熟とはいえ、私の法律分野の知識と英語関連の資格を活かすことができるのは、またとない機会と捕らえた。また、札幌地方検察庁から推薦を受け、法務省で一年に一度開催される、『通訳人セミナー』を受講できたことも大変な幸運であった。

さて、刑事訴訟法 223 条は、

「検察官、検察事務次官または司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又これに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる」

と、規定しており、捜査手続きにおける通訳の依頼は、この規定に基づいて行われているのである。

筆者が、実際に携わったのは地方検察庁における検事と被疑者の一対一の取調べ状況下における逐次・同時通訳人であり、法廷通訳人ではない。地方検察庁における検事と被疑者のやり取りを通して、起訴・不起訴が決定せらるる事を勘案すれば、決してその通訳人の責務は軽いものとはいえない。

起訴前の捜査は、ある被疑者について、特定の犯罪の嫌疑があるかどうかについて起訴する必要があるかないかを検察官が決定するための手続きである。つまり、犯人と思われる人物を特定し、その特定した人物が本当に犯人かどうかを確かめると同時に、その犯した犯罪の経緯・真相を明らかにしながら、その人物にたいする処分を決定する手続きである。

どのような行為が犯罪として認識されるのかは、刑法などの法律で定められている。外国人に関係の深い外国人登録法、出入国管理および難民認定法などにも罰則規定があり、犯罪となる行為が規定されている。犯罪行為の有無の認定とそのような犯罪行為に対してどのような刑罰が科せられるのかが明らかに

されるのであり、そのような過程に通訳人として介在する者の役割は確かに重大であるといえる。

検察庁における通訳人の仕事は、被疑者と検察官との取調べにおける会話の通訳である。被疑者とは、言うまでもなく、罪を犯した疑いのある人で、いまだ起訴されていない人をさす。そして、検察官は、事件について起訴・不起訴の処分を決定する唯一の機関なのである。検察官は逮捕された被疑者の身柄を受け取った後、その被疑者に弁解の機会を与え、その内容を記録する手続きである弁解録取手続きを行う。通訳人が、仲介し、その手続きが粛々と進められていく。

さて、このような手続きを経て、供述調書が作成される。供述調書は取り調べの過程で供述されたすべてのことを一字一句書くものではなく捜査上必要と判断された事項を整理、要約したものである。

この供述調書は、捜査機関が供述内容を整理・要約したものであることから、録取後、供述人に調書を読み聞かせ、または閲読させて、その録取内容を供述人に確認させる必要がある。このような手続きを経て、供述人が調書の記載内容に誤りがないと申し立てた場合には、供述人に調書への署名・押印（指印）を求めることになる。（官吏その他の公務員以外のものが作成する書類には、年月日を記載した上、署名押印しなければならないが、押印することができない場合は指印しなければならないことが刑事訴訟規則に規定されている。しかし、「外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律」第一条一項が「法令ノ規定ニ依リ署名、捺印スヘキ場合ニ於イテハ外国人ハ署名スルヲ以ツテ足ル」と規定されている。よって外国人が供述調書に署名する場合を含め、外国人が作成する書類には当該外国人の押印または指印は要件とされていない。実際、筆者の担当した被疑者が指印を拒否したことがあり、一瞬ハラハラしたことがあったが、本条規定により、署名だけで足るとされたことがあった。）

この、供述調書は、同室内にいる事務官がその場でワープロで作成する。よって、録取手続きを経て作成された供述調書はその場で、被疑者に通訳しなければならない。上記のように、供述調書は取り調べの、エッセンスをまとめた

ものであり、被疑者を起訴した場合は裁判の証拠となり、不起訴とした場合は不起訴にした理由を明らかにする資料となる大変重要なものである。その供述調書の通訳には、熟考する時間は与えられず、その場で被疑者と検察官の意図を曲げることなく、通訳しなければならないという高度の集中力と法概念の理解力を要求される。

検察庁における「通訳人」には、法律用語の深い理解とその運用力が要求されるのは言うまでもないが、捜査段階における「通訳人」は、被疑者に対するアドバイザーでもなければ、被疑者のアシスタントでも、検察官の権威を借りて詰問する役割を与えられた者でもないのであり当然のことながら、厳格な守秘義務も伴う。筆者が、「通訳人」として検察官と被疑者の間に座すときに、もっとも心がけることは、完全中立であることであり、誤解をあたえるような顔の表情も、作らないこと、そして、声の調子を検察官の意図する表現を忠実に再現するように調整することである。

2. 2 具体的ターミノロジーの適用・選択の難しさについて

1986年に始まり、実質八年間続いた多角的貿易交渉「ウルグアイラウンド」は、一般的には、「コメ開放」をもたらした交渉であったと理解されているが、日本の外国人労働者受け入れに関する基本方針の決定に関わる国際的交渉であったともいえる。(井口 泰, 2005, p.36)

外国人労働者は1980年代後半に急増した後、1990年代半ば以降も経済停滞が続く中でも増加傾向を続けてきた。1999年時点で永住権を有する外国人を除いた外国人労働者は67万に達し、雇用者数のほぼ1.3%に相当する。(永住権を有する外国人を、除く理由は永住権を有する外国人のほとんどが、1952年のサンフランシスコ条約発効以前には日本国籍を有していたか、あるいはその子孫であるためである。)外国人労働者の増加に伴い、残念ながら、犯罪全体のみならず、凶悪犯罪についても「来日外国人」の犯罪発生率は日本人を上回る結果となっている。

筆者が、関わった札幌地方検察庁でも、あるスポーツの国際的な一連の試合

が行われた時には、取調べの通訳人としてほぼ毎日、地検に通う忙しさであった。そのほか、定住外国人による、交通事故の事案、傷害事件に関わる事件、など地方都市である札幌でも仕事が途切れない、忙しさであった。

そのような中で、一番苦勞したことは通訳人として実用に耐えられる辞書や表現集の類がほとんどないことであった。当初は、事件の概要を事務官から、あらかじめ聞いておき、数日をかけて当該事案から予見できる録取の展開を予測し、使われるであろうと思いつくターミノロジーを辞書で調べて、ノートに一覧表にして持ち込むという手法を試みた。

結論からいえば、このような手法はまったく、実際には活かすことができない。単語の組み合わせで乗り切れるような、単純な展開に、現実の取調べは決してならない。多くの学生が、初歩的段階で使う様な、セチュエーションを設定して会話の展開を暗記しておくようなやり方では、検察官の取調べには対処できないのである。

録取手続きの展開は、通訳人が自宅にいながらにして、想像が付くようなものにはならない。検察官の長年の経験の蓄積が、被疑者と向き合いながらの手続きにさまざまな質問の転回を生じさせる。同一事項に関して、さまざま方向から質問がなされる。正直言って、通訳人が「検察官、先程、聞いた内容とまったく同じですが」といいたくなる様な同一内容の質問が繰り返され、それが一週間続くこともある。検察官の語調、口調の再現も心がけなければならない。

では、筆者が学生に勧めたいのは「単語の暗記」であろうか。基礎的な単語をそらんじることができる事が必要であるのは、言うまでもないが、それ以上に要求されるのは「説明力」「置換力」であると断言できる。

捜査機関が、被疑者に対し、告知する必要がある事項は

1. 供述拒否権
2. 弁護人選任権
3. 領事機関への通報の要否 である。

例えば1であれば、You have the right to remain silent. In other words, when I ask you questions, you may keep silent all the time or refuse to

answer any particular questions. と、表現することができるであろう。

しかし、筆者が現実に通訳人を務めた事案において驚くことなかれ、“RIGHT”の意味が分からない被疑者に直面したことがある。

この被疑者は、英語を母国語とする者ではなかった。東南アジアの民主主義が浸透しているとは言いがたい国の出身者であった。このような場合がもっとも、通訳人にとっては困難な仕事となる。果たして“RIGHT”という根幹にかかわる法概念を、ひいては人権にかかわるもっとも重要な法源を分かりやすい英語で単純化して説明するのは簡単なことではない。

上述の1.～3. は、取調べの開始時に言えばよいことで、日本語の内容的には難しいような印象があるが、英語を母国語とする被疑者にとってはすんなり理解できる内容である。しかしながら、英語を母国語としない被疑者で、その言語が特殊な言語であるがために、通訳人との「共通言語」が英語である場合には、検察官の言葉を通訳していくことは法律用語の知識が特に必要となる。また、英語を母国語とする被疑者の場合でも、現実の取調べにおいては、検察官はひとつの事柄をとらえて、表現を変えながら何度も同じ内容に関してくりかえし質問することがほとんどである。検察官の質問において、日本語の表現が変えられて質問がなされる場合には、ニュアンスの違いがあるからであって、当然そのようなときには英語の使用単語も変えなければならない。検察官が表現を変化させているのには必ず意図があるのであるから、その意図に沿うようにニュアンスを変えた単語選択が必要となる。検察官が使う言語は難解な単語ではない。単純な単語を繰り返しながら、揺り起こすように質問を重ねていく。その意図を汲み取り通訳していくことが「通訳人」に求められる、技能である。

前述したように、“RIGHT” が理解できない被疑者に直面したときはどうであろうか。実はこの、“RIGHT” が含まれる、黙秘権の告知は通訳人が被疑者に対して発する初めて言葉である。“right” が理解できない被疑者に出会うことは稀ではあるが、このような説明に窮するような「概念」を説明しなければならないことは少なくない。

「概念」の説明に必要なことは通訳人が、その「概念」を理解しているか否

かであろう。その「概念」の単語を『覚えている』ことと、『説明できる』ことには根本的な相違がある。これがまさに、「日常会話」を超えることであろう。

通訳人は、「説明できる人」でなければその通訳内容が、聞き手にとって納得できる内容とはならない。“right” が、日本語では「権利」であることは知っていても、「権利」の概念を大雑把でも理解しておくことが有用である。以前、「説明できるとは、その内容を一言でまとめられることである」という言葉にふれ、納得したことがある。

一般に日本においては「権利」は社会学的概念として捉えられており、「利益を主張し、これを享受することのできる資格」であると考えられる学生が多いと思う。多くの学生にとって、権利は「行使」するものであり、「留保」するものとは捉えられづらいであろう。また、「権利」と「倫理観」を同列にとらえられる学生も、そう多くはないであろう。

既述したように、「日常会話が超えられない」「説明できない」「要約できない」ということは、「通訳人」にとって重要な技能の要素を欠いているともいえる。まさに、昨今の学生に欠いている能力を、大学在学中に養うことを助けるためには、どのような助言を与えることができるであろうか。

3. まとめ

刑事裁判において一年間に判決が確定する事件数は110万件前後、そのうち無罪で確定するものが例年50例余、0.005%である。

ことばはしばしば現実から遊離し、現実を裏切り、現実を歪める。

それは捜査においても、裁判においてもそうである。(中略)

しかし、その遊離をひき戻し、裏切りを見破り、歪みをただすのも、また私たち人間のことばである。(浜田, 2006, p.195)

学生の「学力低下」が叫ばれて久しい。私の印象では下がっているのは「学力」というよりむしろ、「質問力」ではなかろうかと思う。何が分かっているのかが分からなくなるほど、学生には「ゆとり」が与えられていない。「ゆとり教育」で育ったはずの学生が「質問」を構築する心の「ゆとり」が持てない人

間に育て上げられてしまったことは大変残念なことである。『通訳技術』の演習では、「暗記力」と「瞬発力」には目を見張るものがある。ゲームで鍛え上げられたその力には全く驚くべきものがある。しかし、「説明力」には危ういものがある。講義中には『もう一度言ってくれる？』と、問いかけただけで黙りこくってしまう学生が多いなか、ましてや『今のはどういう意味か言ってくれる？』などという、質問を学生にし、応えてもらうことは昨今では贅沢すぎる質問例のひとつであろう。

答えの正しさの判定を教師だけにまかされてきたことへの、反動であるようにも思える。学生の回答の内容を「再確認」し合う機会は、作られてこなかったように思う。学生の考えを教師は「直感」で判断し、「正解」「不正解」と、まるで『判決』のように下す。再審の認められない裁判を経験していた学生に、再び挙手を要求することは難しい。

「通訳人」にとって、一番大切な要件は何であろうか。語学力・単語力は前提条件であるので敢えて、要件には挙げない。所謂、liberal arts であろうという感を深めるのは筆者だけではなかろう。「通訳人」の仕事は極めて実用的である。しかしながら、実用的かつ、有能にその仕事をこなすには liberal arts の知識の壮大な蓄積が必要である。筆者が、学生に「皆さんの、全人生の知識を総動員して日本語に訳してください」というのは大袈裟な表現とは思えない。

『学ぶ意欲、学ぶ力を持続させるためには蓄積された知識が必要』（上野 2004 年）とする上野健爾氏はさらにこのように述べておられる。

「新しい学力観」はともすれば知識は必要ないという誤解を広めている。理解したいと思うから意欲が生じ、理解できたからさらに学びたいと思うのが私達の姿である。疑問を持って、その疑問を解決するための基礎知識がなければ、解答を知っている人に答えを聞くだけで終わってしまう。そこから、さらに疑問や興味は湧いてこない。（上野，2004，p.83）

「通訳法」を勉強する学生には、教養人であってほしい。具象から抽象へ概念を捉えることができる優秀な通訳をしてほしい。一単語対一単語の置換で

はない螺旋的に中心概念に漸近する通訳あるいは翻訳ができるように指導を重ねたい。意欲ある学生の意識を変えさせながら、確かな知識に支えられた、説明に耐えられる通訳のできる学生を一人でも多く育てたいと思う。

筆者の尊敬する、文学博士であり医学博士である澤瀉久敬先生の言葉を少々長くなるが引用したい。

「文字は単なる記号であるということです。そうして字を覚えるとはそれを他の文字すなわち他の記号に置き換えることではなくその記号の指し示している事実を知ることではなければならないということでもあります。(中略) このことは抽象的な概念に進むほど一層大切なことでもあります。(中略) 理性とか悟性とか範疇とか理念などという言葉はただその言葉を覚えるだけではいけないのでありまして、それがどういうことを意味するかということ、はっきりとつかまえないければならないのです」(澤瀉, 1963, p.105)

この言葉が書かれているのは、澤瀉先生の著された「『自分で考える』ということ」の一節である。

「通訳」とは「自分で考える」こと、「自分で説明する」ことが肝要な瞬発力と集中力を必要とする技能であるといえよう。学生が既に持つ瞬発力に頼みながら、「考え」「説明」する力をさらに養う「通訳法」の講義をさらに発展させていきたいと思う。

参考文献

- | | | |
|--------------|---------------|---|
| 井口 泰 | 外国人労働者新時代 | ちくま新書 2005年 |
| 上野健爾 | 学力が危ない | 岩波新書 2004年 |
| 澤瀉 久敬 | 「自分で考える」ということ | 角川文庫 1963年 |
| 国際観光振興機構 | ホームページ | http://www.jnto.go.jp |
| 産経新聞特集部 | 検察の疲労 | 角川新書 2002年 |
| 塩野 宏他 | 新法律学辞典 | 有斐閣 1989年 |
| 末延 三次他 | 英米法辞典 | 有斐閣 1988年 |
| 日本通訳協会 | 英語通訳への道 | 大修館 2000年 |
| 浜田寿美男 | 自白の心理学 | 岩波新書 2006年 |
| 法務省刑事局 | 捜査と通訳 | 法務省 2000年 |
| 法務省刑事局外国法研究会 | 法律用語対訳集 | 法務省 2000年 |